

江田島市空家等対策協議会の役割について

1 概要

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「特措法」という。）では、市町村の責務について第4条で①空き家対策の実施、②空き家に対する必要な措置が規定されています。

本市では、空き家対策を総合的かつ計画的に実施するため、同法第6条に規定の対策計画を作成し、同計画に基づく対策の実施に関する協議を行うため、同法第7条に規定の江田島市空家等対策協議会（以下「本協議会」という。）を平成28年4月に設置しています。

2 目的

本協議会は、対策の実施にあたり専門的な見地に基づく審査、審議等を行っていただくことで、専門性・公平性を担保するとともに、公開で開催することにより会議の透明性を確保することとしております。

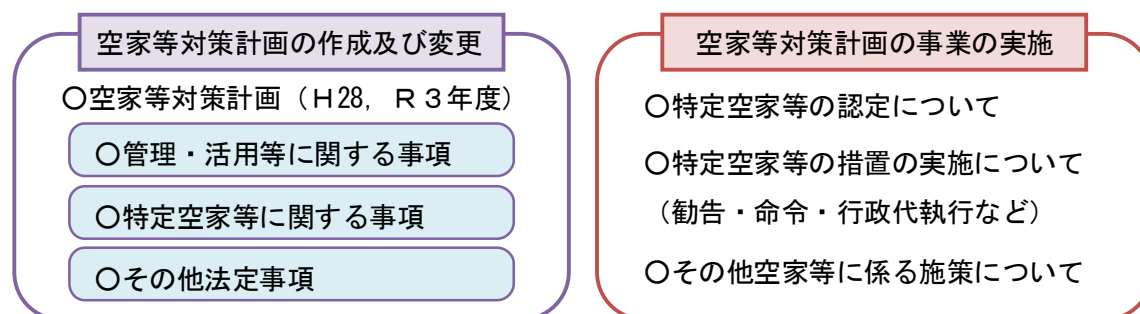
このほか、空き家対策に取り組む各主体間の連携を強化し、相互に協力し合う協働で対策を進める場としての役割が期待されています。

3 根拠法令等

- ・特措法第7条に規定する協議会
- ・江田島市空家等対策協議会設置要綱

4 主な協議事項

- ・空家等対策計画の作成及び変更に関する事
- ・空家等対策計画の実施に関する事



5 委員構成（別添名簿）

- ・地域住民，市議会議員
- ・学識経験者（大学教授，法務・不動産・建築・福祉の分野）
- ・行政機関（市長）

6 委員任期

- ・2年間（再任は可）

設置根拠

(特別措置法 第7条)

- 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会を組織することができる。
- 協議会は、市町村長のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。
- 協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

■江田島市空家等対策協議会の委員

分野	職種	推薦団体等
行政	市長	江田島市市長
市民代表	地域住民	江田島市自治会連合会
	市議会議員	江田島市市議会
法務	司法書士	広島司法書士会
不動産	宅建業者	広島県宅地建物取引業協会
	不動産鑑定士	広島県不動産鑑定士協会
建築	建築士	広島県建築士会
	土地家屋調査士	広島県土地家屋調査士会
福祉	福祉関係者	江田島市社会福祉協議会
学識経験者	大学教授	広島工業大学

協議事項

(設置要綱 第3条)

- 空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項
- 空家等が特定空家等に該当するか否かの判断に関する事項
- 空家等の調査及び特定空家等と認められるものに対する立入調査の方針に関する事項
- 特定空家等に対する措置の方針に関する事項
- その他協議会において必要と認められる事項

協議会の運営

(設置要綱 第6,7条)

- 協議会の会長は市長をもって充てる。
- 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、議長は委員の互選により定める。
- 会長は、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

2 位置付け

協議会の位置付け



(庁外組織)

【江田島市空家等対策協議会】

- 空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議
- 特定空家等の判断及び措置の方針に関する事項

行政	市長
市民代表	地域住民
	市議会議員
法務	司法書士
不動産	宅建業者
	不動産鑑定士
建築	建築士
	土地家屋調査士
福祉	福祉関係者
学識経験者	大学教授

(庁内組織)

【江田島市空き家等対策推進本部会議】

- 空家等対策計画の検討、計画に基づく施策の実施
- 庁内外組織の意見の調整

本部長	副市長
副本部長	土木建築部長
本部長	総務部長
"	企画部長
"	危機管理監
"	市民生活部長
"	福祉保健部長
"	産業部長
"	企業局長
"	消防長

指示

報告

(幹事会)

- 空き家対策に関する具体的な施策の実施等

幹事長	土木建築部長
副幹事長	都市整備課長
幹事	財政課長
"	企画振興課長
"	危機管理課長
"	地域支援課長
"	税務課長
"	農林水産課長
"	建設課長
"	予防課長

空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議

計画に定める事項

- (特別措置法 第6条第2項)
- 1) 対策の対象とする地区・空家等の種類, 対策の基本方針
 - 2) 計画期間
 - 3) 空き家等の調査
 - 4) 所有者等による空家等の適切な管理の促進
 - 5) 空家等・除却した跡地の活用の促進
 - 6) 特定空家等に対する措置等
 - 7) 住民等からの相談への対応
 - 8) 対策の実施体制
 - 9) その他対策の実施に必要な事項

特定空家等の判断及び措置の方針に関する事項の協議

江田島市空家等対策協議会

協議
意見・提言
協議
意見・提言
協議
意見・提言
協議
意見・提言
協議
意見・提言



江田島市空家等対策協議会設置要綱

平成28年5月27日

告示第57号

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、江田島市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項
- (2) 空家等が特定空家等に該当するか否かの判断に関する事項
- (3) 空家等の調査及び特定空家等と認められるものに対する立入調査の方針に関する事項
- (4) 特定空家等に対する措置の方針に関する事項
- (5) その他協議会において必要と認められる事項

(構成)

第4条 協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、10人以内とする。

2 委員は、市長のほか、地域住民、市議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他市長が必要と認める者をもって構成する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第6条 協議会に会長を置き、市長をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、委員のうち

から会長があらかじめ指名した者が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、議長は、委員の互選により定める。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 前項の規定にかかわらず、災害その他のやむを得ない理由により会議を開催できない場合において、会長が、必要があると認めるときは、書面による審議により、会議に代えることができる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を公開しないものとする。

(1) 協議等の内容に法令等の規定により公開することができないこととされている情報が含まれている場合

(2) 協議等の内容に個人情報その他非公開とすべき情報が含まれている場合

(3) 協議会が会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な協議等に支障が生じると認められる場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、協議会が公開しない旨を決定した場合

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、土木建築部都市整備課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成28年5月27日から施行する。

附 則（平成28年9月12日告示第81号）

この告示は、平成28年9月12日から施行する。

附 則（令和4年1月17日告示第4号）

この告示は、令和4年1月17日から施行する。